

BSE 国内対策

(飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係)

農林水産省

食品安全行政の体制 (平成15年7月～)

農林水産省

農林水産物等に関する
リスク管理

評価結果の通知、勧告

評価の要請

食品安全委員会

リスクコミュニケーション

情報や意見の交換

リスク評価

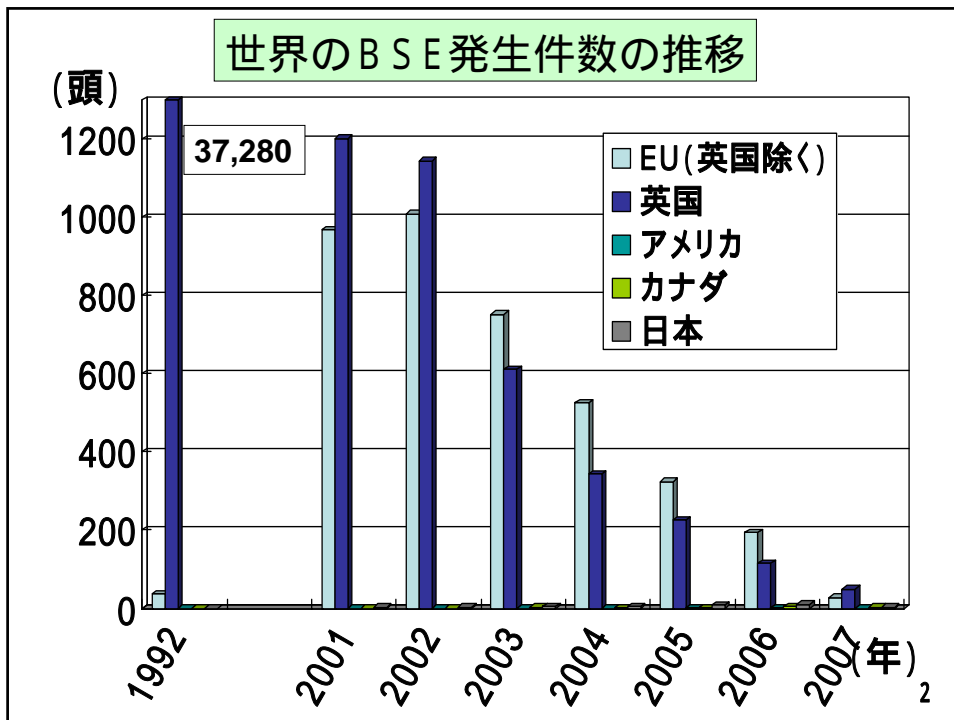
厚生労働省

食品衛生に関する
リスク管理

評価の要請

評価結果の通知、勧告

食品事業者、消費者等



世界のBSE発生件数の推移

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (1)
全体	37,316	2,173	2,154	1,368	875	558	324	80
EU(英国除く)	36	968	1,008	751	526	324	194	27
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	49
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0
カナダ	0	0	0	2 ^(2)	1	1	5	2
日本	0	3	2	4	5	7	10	2

出展: OIE World Health Situation

1 2007年11月12日現在。
2 うち1頭はアメリカで確認されたもの。

3

牛海綿状脳症対策特別措置法

(平成14年6月14日制定)

【目的】

BSEの発生予防・まん延防止



- 安全な牛肉の安定的供給
- 国民の健康保護
- 酪農、牛肉生産、加工及び流通事業の健全な発展

4

牛海綿状脳症対策特別措置法

(平成14年6月14日制定)

【内容】

- 牛の肉骨粉等の飼料原料の給与規制等(5条)
- 死亡牛の届出及びBSE検査等(6条)
- と畜場におけるBSE検査等(7条)
- 牛に関する情報の記録等(8条)

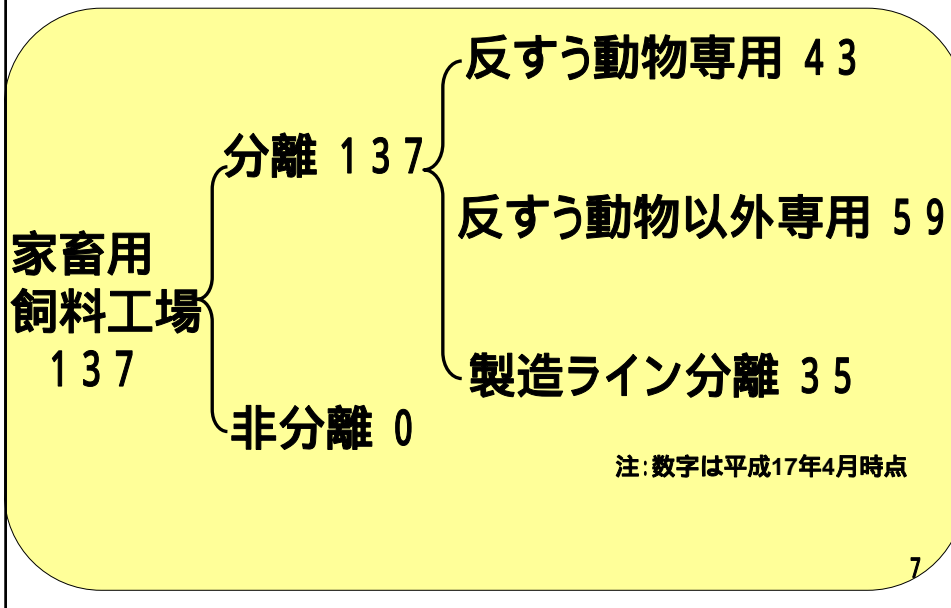
5

飼料規制の経緯

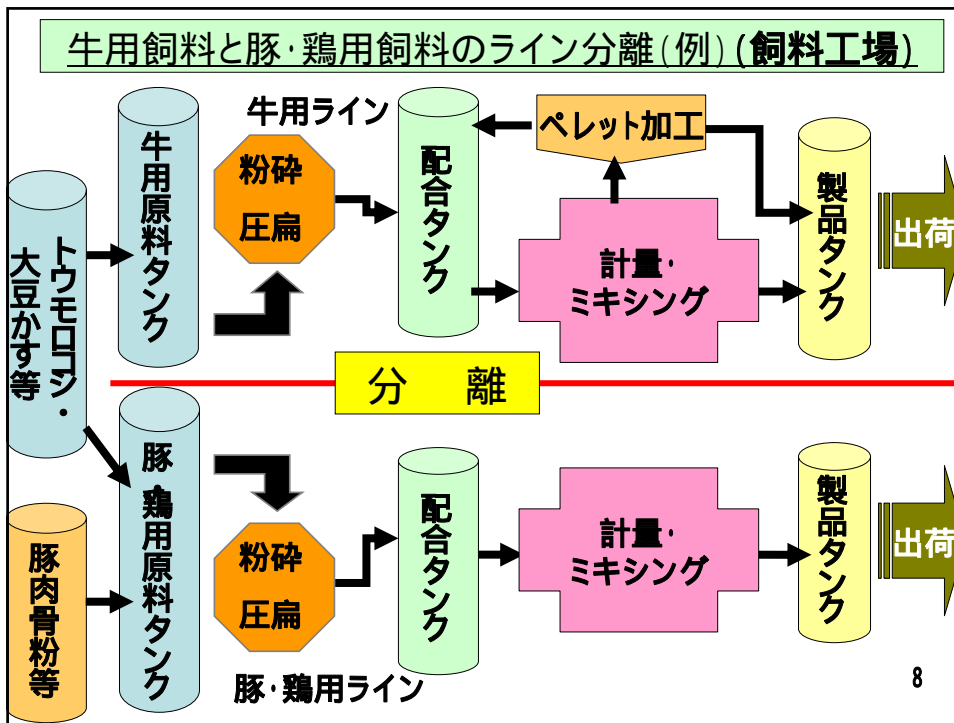
年 月	措 置 の 内 容
H 8. 4	反すう動物由来の肉骨粉等の反すう動物への飼料給与禁止(通知発出)
H13.10	飼料としての肉骨粉等について、すべての国からの輸入、国内における製造・出荷の一時全面停止(飼料安全法)
H13.11 ~	大臣確認制度による、チキンミール(H13.11)、魚粉(H16.1)、豚肉骨粉(H17.4)の鶏・豚用飼料等への使用再開(飼料安全法)
H17. 4	配合飼料工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を完全施行(飼料安全法)
H17. 8	輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化(飼料安全法)

6

家畜用飼料工場の専用化状況



7



我が国の飼料規制

		給与飼料		
		牛	豚	鶏
肉骨粉	牛	×	×	×
	豚	×		
	鶏	×		

9

飼料規制の実効性確保の取り組み

- 輸入飼料の規制の徹底
- 飼料の販売業者における規制の徹底
- 農家における規制の徹底
- 飼料工場における規制の徹底

指導・監視

立ち入り検査
サンプル分析等

国・都道府県

10

BSEサーベイランスの経緯

年月	措置の内容
H 8. 4	<ul style="list-style-type: none"> ● BSE発生報告の義務化 ● サーベイランス(家畜保健衛生所に搬入された病畜を対象としたBSE検査)の開始
H13. 9	<ul style="list-style-type: none"> ● サーベイランスの拡大(約4,500頭/年) ● と畜牛の全頭検査開始(約130万頭/年)
H15. 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 24か月齢以上の死亡牛の届出を義務化 ● 死亡牛のBSE検査開始
H16. 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての都道府県において死亡牛検査体制が完全に整う

11

農場でのサーベイランス

農場におけるBSE検査の対象

24か月齢以上の死亡牛等

12

死亡牛検査の実績

年度	検査頭数(頭)	うち陽性(頭)
15	48,416	1
16	98,656	2
17	95,244	3
18	94,749	5
19 (4~7月)	28,112	1

13

牛トレーサビリティ制度

【目的】

- BSEのまん延防止措置の的確な実施

BSEの患畜発生時、迅速かつ的確に関連牛を特定し、所在を把握

- 国産牛肉に対する信頼確保

国産牛肉の個体識別情報の提供などにより、牛肉の生産過程の透明性を確保

14

生産段階 (15年12月~)

耳標装着(取り外し禁止)



出生
輸入

異動

とさつ

枝肉

管理者
(輸入者)

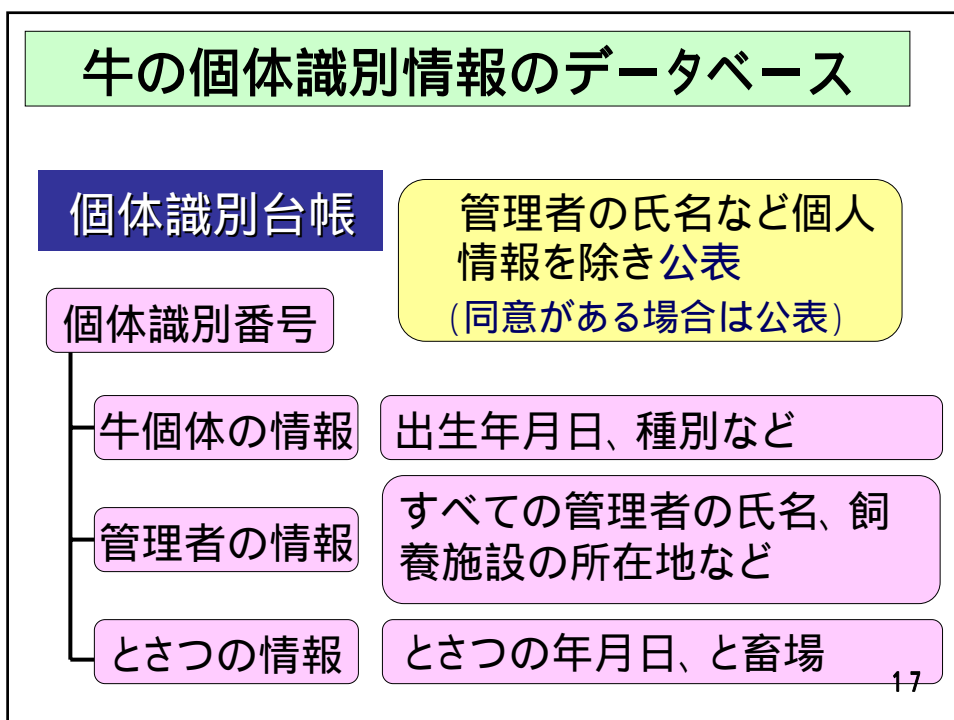
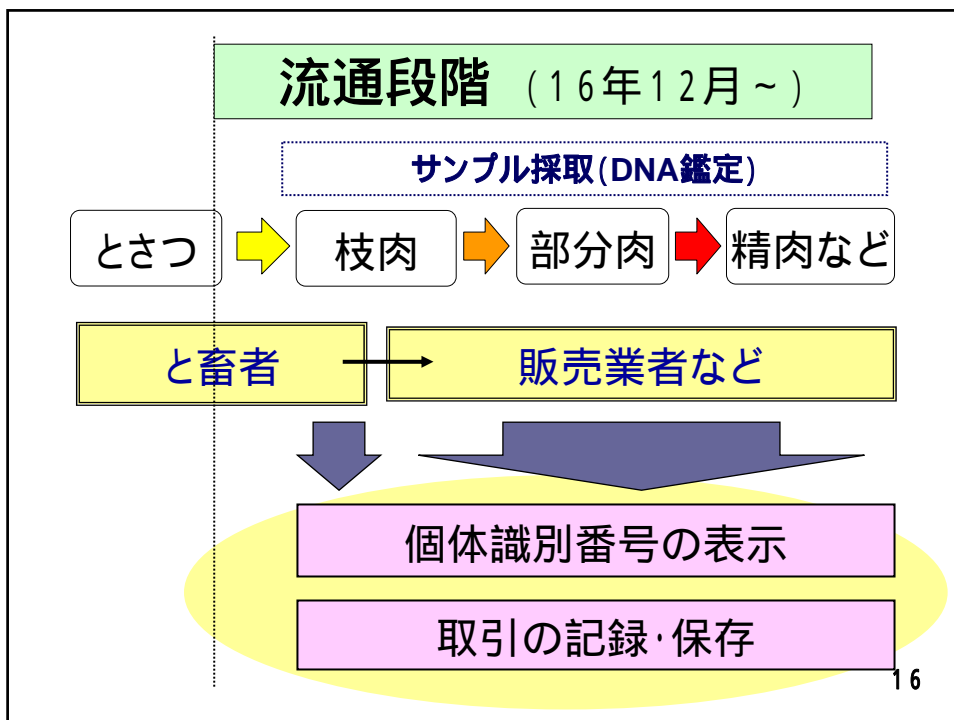
と畜者

出生・輸入
異動(転入・転出・死亡)
の届出

とさつ
の届出

(独)家畜改良センターに報告

15



インターネットでの検索の方法

<http://www.nlbc.go.jp/>



携帯電話用 : <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

18

ホームページ表示例

(独)家畜改良センター提供 - 牛の個体識別情報 -



個体識別番号: 1000020018

この番号の牛について、独立行政法人家畜改良センターに届け出られている情報は以下のとおりです。

出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
H14.06.05	去勢(雄)	0123456789	黒毛和種

	飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名又は名称
1	福島県	出生	H14.06.05	西白河郡西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H15.02.04	西白河郡西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H15.02.04	-	-
4	岩手県	既存牛の属出	-	-	-
5	岩手県	転出	H16.11.30	-	-
6	岩手県	搬入	H16.11.30	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H16.12.01	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター

この牛が和牛であることがわかります。

飼養施設の所在地及び管理者の氏名又は名称の欄は、本人の同意が得られている場合に表示されます。と畜場はすべて表示されます。

福島県で約8か月、岩手県で約22か月飼養されているので、この牛が「岩手県産」であることがわかります。

19

パックラベル表示例



20

店舗での表示例

本日、国産牛肉を使用しているメニューと
 個体識別番号は下記のとおりです。

メニュー	個体識別番号	備考
和牛特選カルビ 和牛特選ロース 和牛カルビ 和牛ロース	0876543219 0987654321 1234567890	これらのメニューを含むコースも同様です。
カルビ ロース 3種盛り合わせ	XY04/201	輸入牛肉も使用しています。 また、盛り合わせのタンは表示の対象外です。

*印はロット番号です。個体識別番号については、
 (株)トレサ畜産(TEL:012-345-6789)にお問い合わせ下さい。

21